



特集

高等教育政策としての ファカルティ・ディベロップメントのいま ～ 98 答申以降を概観する～

本学は「ファカルティ・ディベロップメント」（以下、FD）を早くから実施してきました。全学教育推進機構室には、2001年に開催された第1回FD講演会の記録や、2003年度後期に一部学部で開始された「授業評価アンケート（現：授業アンケート）」の集計結果等、さまざまな記録が残っています。同時期の高等教育政策文書に目を向けると、1998年10月26日に大学審議会が発した「21世紀の大学像と今後の改革方策について 一競争的環境の中で個性が輝く大学（答申）」（以下、98答申）の本文中に次の一節があります。

各大学は、個々の教員の教育内容・方法の改善のため、全学的にあるいは学部・学科全体で、それぞれの大学等の理念・目標や教育内容・方法についての組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）の実施に努めるものとする旨を大学設置基準において明確にすることが必要である（大学審議会 1998）。

このことは、1999年の大学設置基準改正によるFDの努力義務化により実現をみた後、2008年の同基準改正により義務化に至っています。また、98答申では、大学進学率の上昇に伴い、大学に入学してくる学生の多様化が進むとともに、生涯学習機関としての大学に対する期待がこれまでになく高まっていること、これに応え、より質の高い教育を提供していくために、個々の教員の努力だけでなく組織的なカリキュラム編成、授業内容・方法決定の取り組みの必要性が指摘されていました（大学審議会 1998）。

2005年1月28日に中央教育審議会が発した「我が国の高等教育の将来像（答申）」では、FDについて多くは示されませんでした。続く2008年12月24日に同審議会が発した「学士課程教育の構築に向けて（答申）」では、「第3章 学士課程教育の充実を支える学内の教職員の職能開発」と章立てされ、FDが多くの大学に普及してはいるものの、実施方法や教員へのインセンティブが不十分であること、さらにはFD実施体制の脆弱性が指摘されていました（中央教育審議会 2008：38-45）。98答申から10年を経て、その論調にも次のような変化がみられました。

大学全入時代を迎え、学習意欲の低下や目的意識の希薄化といった学生の変化に直面し、個々の教員の力量向上のみならず教員団による組織的な取組の強化が求められるようになってきている（中央教育審議会 2008：39）。

さらに、改革の方向として、「教員が、多様化する学生に対して適切な教育指導を行うためには、教授法に関する不断の研究を行うことが一層強く要請される」（中央教育審議会 2008：40）とされたことが、今日、一般的となった「教育学的手法に関するFDを実施する」ことを規定したといえます。

2010年代に目を向けると、2012年8月28日に中央教育審議会が発した「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて 一生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ（答申）」では、速やかに取り組むこととして、次のことが求められています。

全学的な改革サイクルの確立のため、ワークショップを中心に「プログラムとしての学士課程教育」という基本的な認識の共有や教育方法に関する技術の向上に資する充実したFDを実施する。そのために、専門家（ファカルティ・ディベロッパー）の養成や確保、活用を図る（中央教育審議会 2012：20）。

これまで以上に、「学士課程教育のための授業改善」との意が強化され、そのための専門家（ファカルティ・ディベロッパー）、しばしば“FDer”とも呼ばれる職種について、はじめて言及された答申でもあります。

大学人にとっては記憶に新しい、2018年11月26日に中央教育審議会が発した「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」では、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促していくために、各大学における取組に際してどのような点に留意し充実を図っていくべきかなどを網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学関係者が参画する大学分科会の下で作成し、各大学へ一括して示すことが提起され、盛り込むべき事項の一つに「FDの高度化」が示されました（中央教育審議会 2018：31）。この答申を基に、2020年1月22日に同審議会大学分科会より「教学マネジメント指針」が公表され、「IV教学マネジメントを支える基盤（FD・SDの高度化、教学IR体制の確立）」において具体が示されました（中央教育審議会大学分科会 2020：31-38）。詳細は同指針をご一読いただきたいところですが、概略すれば、次の4点が肝要とされています。

1. FDは学修者本位の教育を実現するという目的で行われるものであり、その観点から適切な水準で行われる必要があること
2. FDは学生の学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動として位置付け、実施する必要があるとされたこと
3. ここにいう学修成果・教育成果の把握・可視化とは「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」の3層での実施が求められること
4. 大学院生（特に将来大学教員を目指す者）に対しては、自学におけるFDで培ってきたノウハウ等を生かしたブレFDを実施していくことが強く期待されること

これらのうち1～3について、現在、本学ではアセスメント・プラン（教育アセスメントの考え方）に基づく「カリキュラム・アセスメント」に取り組んでいます。その詳細は本紙第2号で特集したところ（神戸学院大学全学教育推進機構 2023：1-2）。

ここまですべてを総じて、高等教育政策としてのFDは、98答申以降の25年余りで、その趣旨を少しずつ変化させつつも、より重要性が増してきたといえます。FDが主として学士課程教育における授業改善であることは一貫していますが、学生に「教える・理解させる・できるようになる」というプロセスとそのための手法（＝教授法）が重視された2000年代を経て、2010年代以降は、それを礎としつつ、学生の学修成果や大学の教育成果の把握・可視化による「教育の組織的改善」を中核に据えた、より高度なFDが求められていることがみてとれます。また、その実現のために、FDと教学IRは切っても切れない関係となりました。これらのことから、FDはいま、ミクロレベル（＝授業改善）とマクロレベル（＝教育組織改善）に再定義されたといえるでしょう。

■ 引用（参考）文献

神戸学院大学全学教育推進機構, 2023, 『全学教育通信 第2号』

(https://www.kobegakuin.ac.jp/files/iphe/journal/iphe_letter/zenkyoutsuushin_no2.pdf, 2024.3.28).

大学審議会, 1998, 『21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学（答申）』。

中央教育審議会, 2005, 『我が国の高等教育の将来像（答申）』。

———, 2008, 『学士課程教育の構築に向けて（答申）』。

———, 2012, 『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて—生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ（答申）』。

———, 2018, 『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』。

中央教育審議会大学分科会, 2020, 『教学マネジメント指針』。

大学（大学院）設置基準におけるFDとは？

そもそもFDについて、法規上どのようなことが書かれているか、読者の皆さまはご存じでしょうか？文部科学省令である「大学設置基準」第11条と「大学院設置基準」第9条の3には、それぞれ次のようなことが明記されています。

大学設置基準

(組織的な研修等)

第十一条 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

大学院設置基準

(組織的な研修等)

第九条の三 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

両条文ともに第2項がFDです¹⁾。これにより、FDとは「授業（及び研究指導）の内容及び方法を『改善』するため」に実施すべきものであることがわかります。

ここで重要なのは、両条文とも第1項に「次項（＝第2項）に規定する研修に該当するものを除く」とあることです。実は、第1項の条文が示すものは、「スタッフ・ディベロップメント」（以下、SD）です¹⁾。よって、FDとSDとは明確に区別されていることがわかります。

- 1) 例えば、私立学校への補助金交付をはじめとした振興事業に資する機関である日本私立学校振興・共済事業団は、その事業の一つである「令和5年度教育の質に係る客観的指標調査」の設問において、大学設置基準第11条第1項と第2項の文言を用いて、FDとSDを明確に区別し定義づけています。同事業団のなり立ちや事業性質からすれば、この定義は公的な考え方に基づくものとみてよいです。



認証評価機関（大学基準協会）におけるFDとは？

一方で、認証評価機関におけるFDの捉え方は前節のそれとは微妙に異なります。ここでは本学が認証評価を受審している大学基準協会の「大学評価ハンドブック 2023年11月改訂」を参考にします。同ハンドブックの「大学基準の解説」「6 教員・教員組織について」では、FDについて次のとおり説明されています。

大学は、教員の資質向上を図るために、組織的かつ多面的にファカルティ・ディベロップメント（FD）活動に取り組まなければならない。このFD活動を通じて、教員の教育能力の向上、学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発及び改善、教育効果を高める授業方法の改善等を図る必要がある。また、教育のみならず、教員の研究活動の活性化を図る取り組みや、社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みも必要である。このほか大学は、教育活動、研究活動、社会活動等に関する教員の業績を評価し、それらの活動の活性化を図らなければならない（大学基準協会 2023a：76）。

さらに、同協会の「評価に係る各種指針（令和6年度大学評価用）」においては、次のことが示されています。

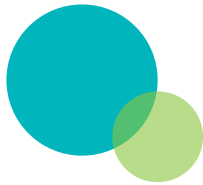
ファカルティ・ディベロップメントの実施

- ◆ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。
- ◆教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。
- ◆下記の単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合は、改善課題として指摘する。
 - ①学士課程全体又は各学部
 - ②修士課程・博士課程全体又は各研究科 ー以下省略（大学基準協会 2023b：10-11）

これらを読み解くと、大学基準協会では、「教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動」もFDと見なされていることがわかります。そこで、本学が2024年度に第3期認証評価を受審するにあたっては、これらの活動をSDとして実施している旨を補足的に説明しています。

■ 引用（参考）文献：

公益財団法人大学基準協会，2023a，『大学評価ハンドブック 2023年11月改訂』。
———，2023b，『評価に係る各種指針（令和6年度大学評価用）』。



おわりに：本学のFDの定義と今後について

最後に、本学の「FDの定義」を読者の皆さまはご存じでしょうか？それは次のとおりです。

FDの定義

神戸学院大学ではFDを「本学の教育にかかわるすべての組織及びその構成員が、大学憲章にもとづく教育目標の達成を目指して行う、教育の質向上のための組織的で継続的な取り組み」と定義します。

本学では、授業・教育の質向上・改善＝FD、それ以外の研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動＝SDとしていることは前節で述べましたが、その源泉は上のFDの定義によるものです。全学教育推進機構室に残る記録によれば、2010年に定められています。

この定義を礎に、本学は今後どのようにFDを実施していくべきでしょうか。そのヒントは、前節の大学基準協会「評価に係る各種指針（令和6年度大学評価用）」にあります。そこでは、学士課程全体（修士課程・博士課程全体）または各学部（各研究科）で固有のFDを実施することを求める旨が示唆されています。課程全体のFDは、これまでも全学教育推進機構が主催し実施してきましたが、学部や研究科が抱える教育的課題は共通する点もあれば、異なる点もあると推察され、各教育組織（学部・研究科）に最適化したものとはいえません。そこで、今後は各学部・研究科の教育的課題に即した、教育組織単位でのFDの実施強化が重要となってきます。

■ 神戸学院大学公式ホームページ、『FDについて』
(https://www.kobegakuin.ac.jp/iphe/at_fd/, 2024.3.28).

教学IR室

学修時間・教育の成果等に関するものを始めとするさまざまな情報を収集し、かつ数値化・可視化し、その分析結果を教育、学生支援、研究、社会貢献、大学運営等の推進及び改善に活用することを目的として、2017年4月に「教学IR室」が開設されました。年間のルーチンワークとして、以下の調査・分析等を行っています。

4月～	「神戸学院大学生の学修行動に関する調査」実施	9月	「神戸学院大学卒業生の就業力に関する調査」実施
6月	「高等教育の修学支援新制度（無償化）」GPA 下位4分の1成績分布表作成	12月～	「神戸学院大学卒業後アンケート」実施
8月	「入試妥当性検証資料」GPA 箱ひげ図等作成	3月～	「神戸学院大学卒業生の学修行動に関する調査」実施
9月	「神戸学院大学卒業生の学修行動に関する調査」前期卒業生対象に実施		

このほか、各学部等やセンター組織をはじめとした学内組織によりご依頼を頂き、個別具体の分析を承っております。教学IR室での分析実施は、大学の組織的な改善への活用に鑑みて、各組織長よりご依頼書（様式有）を頂戴する手続きとしておりますが、何方様もまずはご気軽にご相談ください。

問合せ先 KAC（4号館2階）：078-974-4692（内線24210） E-mail：zen@j.kobegakuin.ac.jp

編集後記

本学が2024年度に第3期認証評価を受審するタイミングで、FDをテーマとして全学教育通信第3号を発行することには大きな意義があったと感じています。大学やその教職員がFDを語る時、どちらかといえば、その内容やテーマについて深めることが多いように思いますが、今回の企画は、あえてFDを高等教育政策の観点から深めることを目的としました。その成立背景や変遷にふれることで、いま一度、FDを見つめ直す機会となれば幸いです。

号数を重ねるにつれ発行時期がだんだんと遅れてはいますが、今後も可能な限り発行を続けたいと考えています。（F）

